

WG8 JGS1913 振動回転式掘削による環境化学分析のための試料の採取方法

No.	意見内容	意見への対応
1	振動回転式掘削装置を用いた環境分析用試料採取では、地盤の種類・性質によっては回転させずに振動（動的）貫入で採取するケースもあるが、当該基準案では適用地盤に使い分けの制限が含まれていないようなので、基準名を「振動回転式掘削装置による環境化学分析のための試料の採取方法 Method for obtaining samples for environmental chemical analysis using vibro-rotary drilling machine」とし、振動回転用のサンプラーと、振動（動的）貫入のサンプラー両方について記載した方が良いのではないか。	環境化学分析のための試料採取は掘削方法・サンプラーごとに基準化しており、今回の基準はあくまで振動回転式掘削という方法を取り上げた基準であり、装置ごとの基準ではないため、公示案のままとします。
2	「2. 引用規格・基準」は「なし」となっているが、今回の青本改訂では、JIS A 0207 地盤工学用語に準拠が原則ではないか。	「JGS1912 打撃貫入法による環境化学分析のための試料の採取方法」との整合性を図っております。
3	「3.3 土の環境化学分析」という用語に関して、当該基準案では、この用語は使われておらず「環境化学分析」となっているので、表現を統一するか、「環境化学分析用の土の試料」として、試験目的と水溶性、揮発性の化学成分を失うこと無く採取する必要がある旨を説明すべきではないか。	ここでは土の試料のことではなく、土の分析の内容についての用語を定義しています（JGS1912と同様の記述です）ので、公示案のままとします。
4	「4.2 ポーリングロッド」において、JISで定義されているポーリングロッドは、パイプ部分とロッドカップリングは別物となっており、実用と乖離している。「JIS A 1219 標準貫入試験」のように基準内でロッドを定義して対応する方式にそろえるべきではないか。	ご指摘に従い、ロッドに統一しました。
5	「4.4.1.2 レデューサー」において、アウターチューブとロッドとの接続部は、単純にネジ規格の変換をするレデューサーではなく、逆止弁および水抜き孔を装備した“ヘッド”と表記する方が適切ではないか。	ご指摘の通り「レデューサー」→「ヘッド」としました。
6	「4.4.1.5 シュー」において、「ビットの内側に取り付け」とあるが、振動回転用サンプラーのビット内にシューがとりつけられているのは一般的ではないのではないか。	一般名称がないのかもしれませんが、シューの記載は削除し、キャッチャーに統合することとしました。
7	「4.4.1.7 インナーエクステンション」に関して、メーカーによってインナーエクステンションやスリーブケースなど呼称が異なるが、ロータリー式スリーブ内蔵二重管サンプラーの説明では「スリーブケース」が用いられているので、用語を揃えるべきではないか。	ご指摘に従いスリーブケースに統一しました。
8	「5.2 掘削」において、「試料採取深さまで掘削し」とあるが、掘削流体・泥剤等について制限はないのか。	ご指摘に基づき、「原則として掘削流体・泥剤等を使用せずに掘削し」と修正しました。
9	「5.2 掘削」において、「孔底のスライムを除去する。その際、試料採取位置の地盤を乱してはならない。」とあるが、孔底直下を全く乱さずにスライムを回収することは難しいため、JIS A 1232と同様に、「孔底のスライムを除去する。その際、試料採取深さの地盤を乱さないように注意する。」と表現を揃えるべきではないか。	ご指摘に従い修正しました。
10	「5.4 掘削孔の保孔」において、「ケーシングチューブを挿入して～掘削する」とあり、保孔の説明をしているのか、掘削の話をしているのか分かりにくい。	ご指摘に従い、表現を修正しました。
11	「5.4 掘削孔の保孔」において、ケーシングで保孔することが上層から下層への汚染物質の浸透を防止するという部分が説明不足に感じる。「汚染物質を含む孔壁が崩れたり、孔壁から汚染物質が孔内に浸出したりした場合、下位の地層に二次汚染が生じる可能性があるため、土の試料を採取後はすみやかに孔底までケーシングを挿入し、ケーシング内のスライムを除去する。」とすべきではないか。	ご指摘に従い修正しました。

12	<p>「5.4 掘削孔の保孔」において、ケーシングの挿入およびケーシング挿入後のスライム除去にあたって掘削流体・泥剤等について制限はないのか。</p>	<p>ご指摘に基づき、「ケーシングの挿入時は原則として掘削流体・泥剤等を使用しない。」と追記しました。</p>
13	<p>「6 試料の取り扱い」は、「JGS3211 ロータリー式チューブサンプリングによる軟岩試料の採取方法」における「6 試料の取り扱い」と近似する内容なので、構成や言葉は揃えた方が良いのではないのか。</p>	<p>「JGS1912 打撃貫入法による環境化学分析のための試料の採取方法」との整合性を図り、公示案のままとしました。</p>
14	<p>「6.1 コア試料」において、「スリーブを開き、コア試料の上端部のスライムを除去した上で」とあるが、実作業として、スリーブを開かずに、半透明なスリーブの上から土質を確認してスライム部分を切除することが多いのではないのか。また、コア箱に収納する際は、試料がスリーブに収まった状態で収納する必要はないのか。</p>	<p>「JGS1912 打撃貫入法による環境化学分析のための試料の採取方法」との整合性を図り、公示案のままとしました。</p>
15	<p>「附属書A」に示されたサンプラーの例について、ロッドとアウターチューブを接続するのはレデューサーではなく「ヘッド」ではないか。また、振動回転用サンプラーにはシューは内蔵されないのが一般的ではないか。キャッチャーはピット又はシューに内蔵されることが多いのではないのか。スリーブは上端が開口している状態にすべきではないか。</p> <p>また、振動回転式だけでなく、振動（動的）貫入用サンプラーも含めた基準とするのであれば、そのシューを装着した図を追加すべきではないか。</p>	<p>振動回転式では、逆止弁を備えたヘッドを使用しないことも多いようですが、サンプラーの例ということで、ご指摘の通り図を修正しました。その他のご指摘についても修正しました。</p> <p>なお、今回は振動回転式の方法の基準化なので、振動回転用サンプラーのみ例示することとしました。</p>